

協議会だより

Vol. 68 (2024年4月12日発行)

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

クリスマスローズ

いよいよ新年度がスタートいたしました。会員の皆様には、何かと気忙しく落ち着かない日々をお過ごしのことと思います。

前々号をお届けした2月は暖かく、早い春の訪れを感じさせましたが、3月は一転寒い日が続き、思いがけない大雪に見舞われるなど、気まぐれな天候に体が追いつかない状況です。

掲載の写真は、地植えしたクリスマスローズ(花のように見える部分はガク弁)です。ホームセンターなどでは開花した鉢植えが1~2月から出回りますが、地植えの場合、寒冷な信州では3月中下旬から咲き始めます。現在一般に流通しているクリスマスローズは、無茎種の原種を掛け合わせて作出した園芸種で、花形、花色はバリエーションに富み、強健で育てやすいのが特徴です。鉢植えにも庭植えにも向いていて、他の多くの草花に先駆けて咲き、冬枯れの庭を彩ります。

花の姿形・色・模様ですが、写真左上から順に、①セミダブル(半八重咲き)・白系・ダークネクタリー(蜜腺)、②ダブル(八重咲き)・白系・ブロッチ(斑紋)、③ダブル・赤紫系、④ダブル・アプリコット・ピコティ(覆輪)、です。クリスマスローズの交配は比較的容易なことから、次々と新しい種類が登場します。ホームセンターなどで気に入った花があれば買い求め、室内で愛でた後、庭に移して可憐な花を毎年楽しまれてはいかがでしょうか。

さて、今回の協議会だよりは、「伐木等の業務に係る特別教育(チェーンソー)」についてです。

共同活動中に発生する事故で最も多い作業は草刈り(令和4年度:160件中100件62.5%)ですが、それに次いで多い作業が伐木(令和4年度:160件中17件10.6%)です。伐木作業の頻度は、草刈りほど多くないにもかかわらず、事故の約1割を占めています。農地周りや水路・農道などの維持管理に支障となる立木の伐採等で事故が発生しているものと推測されますが、伐木時の事故は、草刈り以上に重大事故となる可能性が高いため、より専門的な知識が求められます。

ここでは、今年1月に上田市森林センターで行われた特別教育の概要をお伝えし、事故防止を図る上での参考にいただければと思います。



伐木等の業務に係る特別教育(チェーンソー)

「伐木等の業務に係る特別教育(チェーンソー)」は、林業や建設業などでチェーンソーを用いて伐木・造材等の業務に従事する者に受講が義務付けられており、労働安全衛生法第 59 条第3項及び労働安全衛生規則第 36 条第8号に規定されています。この特別教育を修了していなければ伐木等の業務に従事することが出来ませんが、多面的機能支払事業の活動で支障木の伐採などを行う場合は、必ずしもこの特別教育を受講する必要はありません。しかしながら、前述したように、より安全に伐木作業を行うには専門的な知識が必要であり、特別教育は事故防止を図る上で、大変有意義なものです。

以下は、この1月に上田市森林センターで行われた特別教育の概要です。

1. 受講資格

受講資格は特にありませんが、「業」として就業するには、満 18 歳以上である必要があります。



2. 受講費用

一般:21,000 円、会員:18,000 円(消費税、テキスト代込み)

ここでいう会員とは、特別教育を主催している「林業・木材製造業労働災害防止協会(長野県支部)」の会員を指し、会員以外は一般となります。

なお、県内では、「一般社団法人 中部労働技能教習センター」でもこの特別教育を行っており、受講費用は、24,200 円(消費税、テキスト代込み)となっています。特別教育の詳細内容については、各団体のホームページをご覧ください。

3. カリキュラム

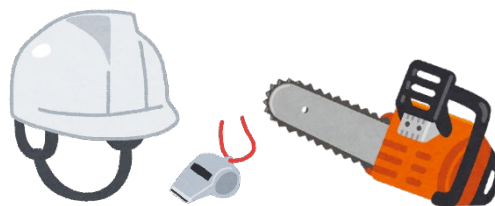
カリキュラムは、安全衛生特別教育規程第 10 条に規定されており、下表のとおりです。

| 区分 | 科目 | | 時間(hr) |
|---------------------|-----|------------------|--------|
| 1日目 (8:50~17:20) | 学 科 | 関係法令 | 1.0 |
| | | 伐木等作業に関する知識 | 4.0 |
| | | チェーンソーに関する知識 | 2.0 |
| 2日目 (8:50~17:20) | 実 技 | 振動障害及びその予防に関する知識 | 2.0 |
| | | チェーンソーの点検及び整備 | 2.0 |
| | | チェーンソーの操作 | 2.0 |
| 3日目 (8:30~12:45) | | 伐木等の方法 | 1.0 |
| 計 | | | 4.0 |
| 計 | | | 18.0 |

4. 持ち物

上田市森林センターで行われた特別教育への持ち物は、次のとおりですが、切創防止保護衣(チャプス型)や目立て用のヤスリは、お借りしました。

- (1) 筆記用具、昼食、飲み物
- (2) 作業着、保安帽(ヘルメット)等、手袋 …… 必須
- (3) チェーンソー、工具 …… 持参可能な方
- (4) 切創防止保護衣(貸出可)、安全靴、呼子笛など



5. 受講生

特別教育の受講生は約 50 名で、年齢は 20 代から 70 代と幅広く、林業に従事されている方は少数とお見受けしました。シルバー人材センターで庭木の刈込・伐採を行っている方や、鉄道会社、電気工事会社、建設工事会社、市町村職員などで、仕事で木の伐採を行う可能性のある方が多く受講されていました。



6. 特別教育の実際

(1) 学科

1日目及び2日目午前の様子



経験豊富な講師による講義



受講生

(2) 実技

2日目午後の様子



森林センター前に集合・班分け



講師による目立ての実演



3日目午前の様子



受講生による玉切り



受講生による玉切り・伐倒



森林センター近くの山林での実習



けん引具を使ったかかり木処理

(3) 服装と保護具

安全の第一歩は、服装からです。右の写真は、実技研修時の講師の服装と保護具ですが、特に保護具は、「伐木等作業ガイドライン」で示された基準を満たすものでなければなりません。

チェーンソーによる被災件数の約7割が左大腿から爪先にかけて集中しています。そうしたことから、平成31年には「下肢の切創防止保護衣」の着用が義務化されました。講師が履いているのはズボン型の保護衣ですが、作業ズボンの上から装着するチャプス型という保護衣もあります。



(4) 特別教育終了証

| 労働安全衛生特別教育等修了証 | |
|-------------------------------------|----------|
| 氏名 | ■■■■■ |
| (旧姓・通称) | |
| 生年月日 | 昭和●年●月●日 |
| 住所 | 長野県 |
| 上記の者は、当協会が実施した裏面記載の教育等を修了したことを証明する。 | |
| 交付年月日 令和6年1月19日 | |
| 林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部 | |

表

| 労働安全衛生特別教育等修了証 | | | |
|---|----------|------------|-------|
| 講習の種類 | 根拠条文 | 交付日 | 修了証No |
| 伐木等(2020.8.1) | 則第36条第8号 | R 6. 1. 19 | ■■■■■ |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 氏名 ■■■■■ | | | |
| 【注意事項】 1. 本修了証は、作業中は必ず携帯すること。 2. 本修了証を紛失した時は、再交付を受けること。 | | | |

裏



伐木等の業務に係る特別教育(チェーンソー)の概要をお伝えしましたが、農地維持活動において伐木等の機会が多い組織では、事故防止の観点から、この特別教育の受講を検討されてはいかがでしょうか。受講費用は交付金の対象となりますが、受講目的を明確にするとともに、その成果を構成員の方に伝えるなど、効果的な研修となるよう御配慮ください。

新役員及び事務局体制

令和6年度の協議会役員は、次のとおりです。(任期はR6.4.1~R7.3.31)

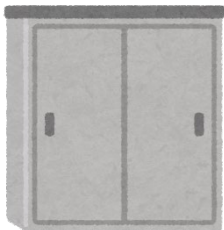
| 役職 | 会員組織 | 職名 | 氏名 |
|-----|----------------|-----------|-----------------|
| 会 長 | 長野県土地改良事業団体連合会 | 常務理事 | 所 弘志 |
| 副会長 | 長野県 | 農業政策課長 | 重野 靖 (堀内 明美) |
| | 長野県農業協同組合中央会 | 常務理事 | 新芝 正秀 |
| 監 事 | 長野県農業会議 | 専務理事兼事務局長 | 伊藤 洋人 |
| | 長野市 | 農林部長 | 青木 尚久 |

※下段()書きは前任

令和6年度の協議会事務局職員は、次のとおりです。

| 事務局職員 | | 指導員 | |
|-------|---------|----------|-------|
| 職 名 | 氏 名 | 氏 名 | 氏 名 |
| 事務局長 | 飯島 好文 | 坂田 忠則 | 太田 雅弘 |
| 事務局次長 | 柄澤 昇(新) | 丸山 利夫 | 才川 知利 |
| 事務員 | 小田切 優 | 田中 庫夫(新) | 松尾 宏昭 |

Q&A(協議会に寄せられた質問)

| Q. 質 問 | A. 回 答 |
|---|--|
| <p>今期限りで活動を終了する場合、交付金で購入した財産・備品の処分はどのように行えばよいか？</p>  | <p>交付金で購入した財産・備品が、処分制限期間内のものであれば、残存価格に補助率(国 50%、県 25%、市町村 25%)を掛けた金額をそれぞれに返還しなければならないため、財産処分に係る事前協議を行ってください。</p> <p>処分制限期間が過ぎているものは、上記の事前協議は必要ありませんが、譲渡や廃棄などの処分方法について、総会等で構成員の合意を得るとともに、使用可能なものは有効活用に努めるなど、適正に処分してください。</p> <p>なお、購入した財産・備品の処分制限期間が不明な場合は、市町村担当者を通じて協議会、県にお尋ねください。</p> |

| Q. 質問 | A. 回答 |
|-----------------------------|--|
| ほ場整備事業で工事中の農用地は、交付金の対象となるか？ | ほ場整備工事中の農用地では、草刈りなどの維持活動は出来ませんが、施工前後の農地保全、あるいは当該農用地に係る水路、農道の維持活動が考えられ、交付対象農用地とすることは可能と考えます。ただし、長寿命化で更新した水路等をほ場整備工事に取り壊して再度敷設するなど、二重投資とならないような事業計画を策定しておく必要があります。 |

協議会から

協議会は、多面的機能支払事業に関する質問、相談をお受けしていますので、お気軽にお問い合わせください。

■問い合わせ先
 長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会
 担当：小田切
 TEL 026-219-6351 FAX 026-219-6352
 Eメール nagano-tamenteki@wonder.ocn.ne.jp
 URL <http://www.nagano-nouchimizu.net/>